

議案第13号

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋晴彦

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年加西市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の右に「又は第10条の2」を、「において」の右に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(審議資料)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)により、接近禁止命令及び退去等命令にかかる規定が整備され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。